

(仮称) 旧奈良監獄の保存及び活用に係る  
公共施設等運営事業

募集要項

法務省

平成29年1月16日

目 次

第1	本事業の内容に関する事項.....	1
1	事業名称.....	1
2	事業に供される公共施設.....	1
3	契約担当官.....	1
4	事業の目的.....	1
5	事業方式.....	1
6	事業概要.....	1
第2	事業者の選定に関する事項.....	5
1	応募者の構成等.....	5
2	応募者の要件.....	6
3	担当部局.....	7
4	公募に関する手続.....	7
第3	その他.....	11
1	苦情申立て.....	11
2	関連情報を入手するための照会窓口.....	11
3	その他.....	11
別紙1	公共施設等運営事業の対象施設	
別紙2	文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針	
別紙3	重要文化財（建造物）耐震診断指針	

## 募 集 要 項

この募集要項（以下「本要項」という。）は、（仮称）旧奈良監獄の保存及び活用に係る公共施設等運営事業において、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル）による事業者の選定に適用するものである。

### 第 1 本事業の内容に関する事項

#### 1 事業名称

（仮称）旧奈良監獄の保存及び活用に係る公共施設等運営事業（以下「本事業」という。）

#### 2 事業に供される公共施設

##### （1）名称

（仮称）旧奈良監獄（「別紙 1 公共施設等運営事業の対象施設」をいい、以下「本施設」という。）

##### （2）所在地

奈良市般若寺町十八番地

#### 3 契約担当官

契約行為担当官 法務省大臣官房会計課長 小出邦夫  
東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号

#### 4 事業の目的

（仮称）旧奈良監獄は、明治政府が監獄の国際標準化を目指して計画したいわゆる五大監獄の希少な遺構として歴史的価値が高く、また外観をれんが壁で統一した建物群が左右対称に整然と配置され、意匠的にも優れているとして、平成 28 年 10 月 21 日、文化審議会から重要文化財の指定答申を受けたところである。

国は、旧奈良監獄の保存及び史料館の運営を効果的に実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく公共施設等運営権制度を活用し、本事業を行う民間事業者を募集するものである。

#### 5 事業方式

本事業は、PFI 法第 16 条の規定により、同法第 8 条第 1 項の規定により選定された事業者（以下「事業者」という。）に、公共施設等運営権を設定し、独立採算により本施設の耐震改修等を行うとともに、史料館の維持管理及び運営を行うものである。

本施設が文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定された後、国は、事業者を同法第 172 条第 1 項に基づく管理団体に指定する予定である。

#### 6 事業概要

## (1) 事業の範囲

本事業は、事業者が本事業の遂行を目的として設立した株式会社（以下「SPC」という。）とPFI法第22条第1項の規定により公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、同契約に従って実施するものとする。

本施設の所有権は国が保有するが、事業者が設置した設備、什器・備品等は事業者が保有するものとし、事業期間終了後、実施契約に定めるところにより原状回復し、又は国に無償で譲渡することとする。

対象となる事業の範囲は、次のとおりである。

### ア 改修業務

事業者は、重要文化財に指定された本施設について、「別紙2 文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」、「別紙3 重要文化財（建造物）耐震診断指針」に準拠し、耐震改修を行うとともに、本施設の公開活用に資する設備の整備（これに代わる機能の提供も含む。）を行う。

### イ 史料館運営業務

#### (ア) 維持管理業務

- ① 建築物及び付帯設備の維持管理業務（保守、点検及び清掃を含む。）
- ② 外構の維持管理業務（保守、点検、清掃及び植栽管理を含む。）

#### (イ) 運営業務

- ① 史料整理・保存業務
- ② 広報、展示、案内業務
- ③ 施設利便性向上業務

### ウ 付帯事業

事業者は、史料展示業務として直接利用しない部分（土地を含む。）を活用し、文化財の保存に支障がない範囲で、本事業以外の事業（以下「付帯事業」という。）の提案を行うことができる。

なお、土地の活用（建物の建築等を含む。）に当たっては、別紙1に掲げる施設以外の施設については、撤去することが可能であるが、大正時代から戦前期までの建築である第3工場、教室（旧陸軍から移設したもの）、修練（若草理容所）については、撤去する場合、記録作成、部材保存など配慮すること。

## (2) 提供される業務要求水準

本事業を行う上で、事業者が遵守すべき事項を含め、本事業の詳細な実施条件については、「（仮称）旧奈良監獄の保存及び活用に係る公共施設等運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）」を参照すること。

## (3) 本事業における利用料金の設定及び收受

事業者は、文化財保護法第172条第5項において準用する同法第47条の2第3項の規定により、本施設の観覧料を自らの収入として收受することができる。

## (4) 本事業における費用負担

### ア 本事業に係る費用

事業者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る全ての費用を負担するものとする。

### イ 補助金

事業者が管理団体として実施する本施設の修理又は耐震改修等は、修理については文化財保護法第172条第5項において準用する同法第35条1項の規定により、耐震改修等については以下に示す補助事業に係る要綱、要項、要領により、国庫補助事業の対象となり得る。

ただし、国庫補助事業に当たっては、以下の主任技術者に係る条件など、必要な要綱、要項、要領に従って実施しなければならない。主任技術者の承認の基準は、「重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準」に定められている。

**(ア) 主任技術者に係る条件**

**① 保存修理工事事業の場合**

- ・ 補助事業に従事する主任技術者については、あらかじめ文化庁の承認を受けた者を使用しなければならない。
- ・ 奈良県下にあるため、補助事業を奈良県教育委員会に委託するよう申し込まなければならない。（「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」による。）

**② 耐震対策工事業の場合**

- ・ 設計監理に文化庁の承認を得た主任技術者を使用するか、文化庁の承認を得た者の技術指導を受けること。（「重要文化財（建造物）耐震対策工事業取り扱い要領」による。）

補助金の交付に係る詳細については、『国宝・重要文化財建造物保存修理補助事業実務の手引き』（平成27年6月 文化庁文化財部参事官（建造物担当））のほか、以下に示す要綱、要項、要領を参照すること。

**(イ) 補助事業に係る要綱、要項、要領**

- ・ 「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」
- ・ 「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領」
- ・ 「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理，防災事業費国庫補助要項」
- ・ 「重要文化財（建造物）耐震対策工事業取り扱い要領」

**(5) 事業期間**

本事業の事業期間は、実施契約を締結した日から、平成62年3月末日までとする。また、事業者が、国に対して、運営事業終了日の5年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合は、30年以内であって事業者が希望する期間について、事業期間を延長することができる。

**(6) 事業者が有することとなる権利・資産**

**ア 運営権**

- ・ PFI法第19条第1項の規定により別紙1の施設について事業者を設定される権利

**イ 土地及び建物の使用权**

- ・ 国有財産使用貸借契約に基づく本施設及びその敷地である土地の使用权  
ただし、国が引き続き使用する土地及び建物については、別途定める条件に基づき、国に貸付又は使用させるものとする。

また、事業者が第三者との間で土地及び建物の貸付契約を結ぶ場合には、別途定める条件に基づき、国の承認を得なければならない。

なお、国は、事業者が、文化財の保存に支障がない範囲において、関係法令を遵守し、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類

する建物としての使用を目的とするなど公序良俗に反するものでない限りにおいて、必要と考える事業を行おうとするときは、特段の理由がない限り、これを承認することとする予定である。

#### (7) 更新投資等の取扱い

##### ア 本事業の対象となる施設に係る更新投資等の取扱い

事業者は、本施設について、要求水準を満たす場合に限り、更新のための投資を行うことができる。ただし、事業者が本施設（本施設の敷地で重要文化財に指定された土地を含む。）の現状変更を行おうとするときは、文化財保護法第43条第1項の規定により、文化庁長官の許可を受けなければならない。また、事業者は、本施設について、増築を行うことはできない。

国又は事業者が更新のための投資を行った場合においても本施設は、国の所有に属するものとする。

##### イ その他の施設等に係る新規投資等の取扱い

事業者は、別紙1の施設以外の施設について、要求水準を満たす場合に限り、自らの判断で新規投資（建物の建築をいう。）を行うことができる。

ただし、事業者が本施設の敷地で重要文化財に指定された土地の現状変更を行おうとするときは、文化財保護法第43条第1項の規定により、文化庁長官の許可を受けなければならない。

#### (8) 事業者が支払う本事業の対価

事業者は、実施契約に基づく運営権の設定に対する対価を支払わなければならない。当該対価は、提案審査において0円以上の提案のみを受け付けるものとし、実施契約締結後、事業者は、国に対して国が指定した期日までに一括払いで支払うものとする。

国は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、事業者に対する対価の返還は行わない。また、事業者は、事業期間の延長の有無にかかわらず、対価の追加的支払請求を受けることはない。

#### (9) 事業スケジュール（予定）

基本協定書の締結	平成29年6月予定
運営権の設定, 実施契約の締結	平成29年8月予定
本施設の耐震改修期間	実施契約締結～平成31年10月
本施設の供用開始	平成31年10月（予定）
事業終了	平成62年3月（予定）

#### (10) 事業期間終了時の措置

本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは、次のとおりである。

##### ア 運営権

事業期間終了日に消滅する。

##### イ 事業者の資産等

事業期間終了日又はその日以降の国が指定する日において、事業者は、本施設を国又は国の指定する第三者に引き渡さなければならない。

また、国又は国の指定する第三者は、事業者の所有する資産のうち必要と認められたものを時価にて買い取ることができる。

なお、国が本事業の実施者を新たに公募により選定する場合は、国は当該実施者をして、当該資産の全部又は一部を時価にて事業者又は事業者の子会社等から買い取らせることを公募の条件とすることができる。

本事業の実施のために事業者が保有する資産（国又は国の指定する第三者が買い取る資産を除く。）については、全て事業者の責任において処分しなければならない。

別紙1に定める本施設の敷地である土地については、事業期間終了日に国有財産無償貸付契約が解除され、事業者は自らの費用負担により更地にして国又は国の指定する第三者に引き渡さなければならない。ただし、国又は国の指定する第三者が買い取る資産が本施設の敷地上に存在する場合は、現状で引き渡すこととする。

#### ウ 業務の引継ぎ

国又は国の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

#### (11) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業の実施に当たっては、PFI法のほか、要求水準書に掲げる関連の各種法令等によることとする。

## 第2 事業者の選定に関する事項

### 1 応募者の構成等

- (1) 応募者は、複数の企業によって構成されるグループ(以下「応募グループという。）」とし、代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (2) 応募者のうち、SPCに出資することを予定している企業等を「構成企業」、構成企業以外であって、SPCから直接業務を受託若しくは請け負い、又は付帯事業を担当することを予定している企業等を「協力企業」という。また、応募者は、構成企業及び協力企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- (3) 構成企業は、SPCに出資して株主総会における全ての決議裁について議裁決権を有する普通株式(以下「本議決権株式」という。)全ての割当てを受けるものとする。
- (4) 一のグループの構成企業及び協力企業は、他の応募グループの構成企業及び協力企業になることはできない。
- (5) 本要項第2・4・(5)・イの提案審査書類1の提出後、実施契約締結までの間は、構成企業及び協力企業の変更は認めない。ただし、構成企業又は協力企業の倒産等やむを得ない事情が生じた場合は、国がその事情を検討の上、可否の決定をするものとする。

なお、実施契約締結後については、実施契約等において定める条件に基づき、本要項第2・2の応募者の要件を満たす限り、構成企業及び協力企業の変更を認めることとする予定である。

## 2 応募者の要件

(1) 全ての構成員は、次の要件を満たす者であること。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ同令第72条に規定する資格を有する者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

ウ 国からの委託に基づき、事業者の選定に係るアドバイザー業務を行う者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（(エ)において同じ。）。

なお、国からの委託に基づき、事業者の選定に係るアドバイザー業務を行う者は、次のとおりである。

- ・ PwCアドバイザー合同会社
- ・ 株式会社文化財保存計画協会
- ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所

エ 本要項第2・4・(6)・ウの事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

オ 資格審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時まで、法務省から指名停止措置を受けていないこと。

(2) 改修業務に係る設計及び工事監理に携わる構成企業又は協力企業（以下「設計企業」という。）は、次の要件を満たす者であること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 設計企業及び配置予定技術者について、組積造の文化財建造物である建築物に係る保存及び活用事業に関する調査・設計業務の実績を有していること。

(3) 改修業務に係る建設工事に携わる構成企業又は協力企業（以下「建設企業」という。）は、次の要件を満たす者であること。

建設企業及び配置予定技術者について、組積造の文化財建造物である建築物に係る保存及び活用事業に関する施工実績を有していること。なお、複数の企業が分担する場合にはSPCから直接受託する企業が上記要件を満たしていること。

(4) 史料館運営業務に係る維持管理・運営業務に携わる構成企業又は協力企業は、次の要件を満たす者であること。

歴史的資料を取り扱う文教施設の維持管理又は運営に関する実績を有していること。なお、複数の企業が分担する場合には、SPCから直接業務を受託する企業が上記要件を満たしていること。

### 3 担当部局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号  
法務省矯正局総務課庶務係  
電話 03-3592-7591 (直通)

### 4 公募に関する手続

#### (1) 本要項に関する説明会

本要項に関する説明会を次のとおり開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等について国の考え方を提示する。

- ア 開催日時：平成29年1月20日（金）午後2時から午後4時まで
- イ 開催場所：住友不動産汐留浜離宮ビル（住所：東京都中央区銀座8-21-1）
- ウ 申込方法

本要項に関する説明会への参加を希望する者は、参加申込書（様式1）により、Microsoft Wordにより作成されたファイルを添付の上、平成29年1月19日（木）正午までに電子メールにて次の係宛てに提出のこと。

電子メールアドレス：prison-pfi@i.moj.go.jp

#### エ 注意事項

説明会当日は、募集要項等を配布しない。  
参加人数は、1事業者3名までとする。

#### (2) 本要項に対する質問

本要項に記載された内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間：平成29年1月23日（月）午後5時までに必着のこと。
- イ 提出方法：質問書（様式2）に質問の内容を簡潔にまとめて記載し、Microsoft Excelにより作成されたファイルを添付の上、電子メールにて次の係宛てに提出のこと。電子メールの情報量が10MB以上のものは、受け付けない。

電子メールアドレス：prison-pfi@i.moj.go.jp

- ウ 回答方法：質問に対する回答は、法務省ウェブサイト（URL：<http://www.moj.go.jp/>）に掲載することにより公表する。

#### (3) 競争的対話への参加表明書等の提出

応募者を構成する各構成企業及び協力企業は、次のとおり競争的対話への参加表明書等（様式3、4、5及び6）を提出すること。

- ア 提出期限：平成29年1月31日（火）午後5時まで
- イ 提出場所：法務省矯正局総務課庶務係
- ウ 提出方法：イの提出場所への持参により行うこと。

なお、応募者は、代表企業となることを予定している企業が各構成企業及び協力企業に係る書類をまとめて提出すること。

#### (4) 競争的対話の実施

国は、応募者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する応募者の理解を深め、国の意図と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、競争的対話への参加表明書を提出した各応募者に対し、次のとおり対面方式による競争的対話の場を設ける。

ア 実施時期：平成29年2月1日（水）から3月31日（金）まで

イ 実施場所：法務省

ウ 実施方法：応募者と国が対面により対話を実施する（必要に応じて複数回実施）。詳細については、応募者に対して個別に連絡する。

エ 対話結果の取扱い：対話結果を踏まえ、実施契約（案）、要求水準書等の修正を行うことがある。

#### **（５）参加表明書及び審査書類の提出**

応募者は、本事業への参加を表明する書類、本事業への参加資格を有することを証明する書類（以下「資格審査書類」という。）及び本事業に関する事業計画の提案内容を記載した書類（以下「提案審査書類」という。）（以下これらを総称して「審査書類」という。）を提出すること。

##### **ア 参加表明書及び資格審査書類（様式A及びB）の提出**

（ア）提出期限：平成29年2月24日（金）午後5時まで

（イ）提出場所：法務省矯正局総務課庶務係

（ウ）提出方法：（イ）の提出場所への持参により行うものとする。

##### **イ 提案審査書類1（様式C及びD（様式D-9を除く））の提出**

（ア）提出期限：平成29年3月21日（火）午後5時まで

（イ）提出場所及び提出方法：アに同じとする。

##### **ウ 提案審査書類2（様式D-9）の提出**

（ア）提出期限：平成29年4月17日（月）午後5時まで

（イ）提出場所及び提出方法：アに同じとする。

##### **エ 審査書類の作成要領**

（ア）審査書類は、「（仮称）旧奈良監獄の保存及び活用に係る公共施設等運営事業 提出書類記載要領」に従い作成すること。

（イ）提案審査書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

##### **オ 著作権の取扱い**

提案審査書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属する。ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、国は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった応募者の提案審査書類については、事業者選定後返却することとし、国が事業者選定過程に関する事項の公表を行う以外には使用しない。

##### **カ 特許権等の取扱い**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った者が負うものとする。

（ア）国が提供する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用することはできない。

（イ）応募者は、複数の提案を行うことはできない。

- (ウ) 審査書類提出後は、審査書類を変更することはできない。
- (エ) 審査書類に関する問合せ先は本要項第2・4・(1)・ウに同じ。

## (6) 優先交渉権者の選定方法

### ア 基本的な考え方

- (ア) 応募者の審査及び選定に当たっては、透明性、客観性及び公平性の確保に努めるものとする。
- (イ) 優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式による。

### イ 優先交渉権者の選定

- 優先交渉権者の選定は、資格審査及び提案審査の2段階審査により行う。
- (ア) 国は、資格審査書類に基づき、応募者が本事業の参加資格を有していることを確認し、提案審査の結果を基に、優先交渉権者を最終決定するものとする。
  - (イ) 具体的な審査基準については「(仮称)旧奈良監獄の保存及び活用に関する公共施設等運営事業 事業者選定基準」を参照すること。

### ウ 事業者選定委員会

- (ア) 国は、提案審査の実施に当たり、学識経験者等により構成される事業者選定委員会を設置する。
- (イ) 事業者選定委員会は、応募者からの提案内容について、応募者の創意工夫や独自性の観点を中心に評価を行い、審査結果を国に報告する。
- (ウ) 事業者選定委員会の委員は以下のとおりである。  
なお、事業者選定委員会は非公開とする。

石田 潤一郎	京都工芸繊維大学大学院工芸学研究科教授
大谷 徹瑛	奈良少年刑務所篤志面接委員
霞 信彦	慶応義塾大学法学部教授
上司 永照	奈良少年刑務所篤志面接委員
後藤 治	工学院大学建築学部教授
今野 久代	博物館網走監獄副館長
斎藤 英俊	京都女子大学家政学部教授
櫻庭 誠二	月形樺戸博物館名誉館長
田中 里沙	事業構想大学院大学学長
長谷川 直司	(国研) 建築研究所 建築生産研究グループ長
羽生 冬佳	立教大学観光学部教授
矢谷 明也	舞鶴市都市建設部次長
山下 洋輔	奈良少年刑務所を宝に思う会会長

(五十音順)

## エ 審査の方法

### (ア) 資格審査

- ① 資格審査は、応募者が本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本要項に定める資格及び実績の有無について確認する。
- ② 国は、応募者が提出した資格審査書類について、資料作成の不備の有無、本要項に示す参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び参加資格がないと認められる者を欠格とする。

- ③ 資格審査は、提案審査の対象となる応募者を選定するものであり、その結果は、提案審査に影響を与えるものではない。

**(イ) 提案審査**

- ① 提案審査は、参加資格が認められた応募者の提案内容が要求水準を満たしていることを確認した上で、本事業を行う上で最も適した事業者を選定するものである。
- ② 提案内容の評価は、要求水準の一部でも満たしていない提案は失格とし、さらに、選定基準に定める各評価項目について、要求水準を超える提案には評価に応じた得点を付与する。
- ③ 国は、資料作成の不備がある提案及び基礎点を得られない評価項目がある提案を不採用とする。
- ④ 事業者選定委員会は、次のとおり、提案内容についてヒアリングを実施する。

日時：平成29年4月4日（火）午後3時から同5時まで

場所：法務省

**(7) 優先交渉権者の決定**

国は、事業者選定委員会の審査を踏まえ応募者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

**(8) 提案審査結果の通知及び公表**

国は、審査結果及び選定結果について、法務省ウェブサイトに掲載することにより公表する。

なお、国は、事業者の募集、審査及び優先交渉権者の選定において、応募者がいない等の理由により、本事業を運営事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに法務省ウェブサイトに掲載することにより公表する。

**(9) 基本協定の締結**

国は、優先交渉権者と本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

優先交渉権者は、決定後おおむね7日以内に、「（仮称）旧奈良監獄の保存及び活用に係る公共施設等運営事業基本協定書（案）」（別途提示）により、国（契約行為担当官法務省大臣官房会計課長）と基本協定を締結しなければならない。ただし、契約行為担当官の書面による承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。

**(10) 特別目的会社の設立等**

**ア SPCの設立**

優先交渉権者は、本事業を実施するため、会社法に定める株式会社としてSPCを実施契約締結時までに設立するものとする。ただし、SPCの役員に次の要件に該当する者がいないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

#### イ SPCへの出資

事業者は、本議決権株式及び事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式のみを発行することができる。

また、事業者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、国の事前の承認を受ける必要がある。

国は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、関係行政機関と協議した上で処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、国に対して提出しなければならない。

#### (11) 運営権の設定及び実施契約の締結

国は、SPCの設立後速やかに、SPCに対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は法令に従って運営権の設定登録を行うとともに、国と運営権者は、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。実施契約締結後、国は実施契約を締結した旨を法務省ウェブサイトに掲載して公表する。

### 第3 その他

#### 1 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関しては、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話03—3581—0262（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

#### 2 関連情報を入手するための照会窓口

〒100—8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

法務省矯正局総務課庶務係

電話：03—3592—7591

電子メールアドレス：prison-pfi@i.moj.go.jp

#### 3 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 応募者は、本件募集要項を熟読し、かつ、遵守すること。
- (3) 応募者は、提案書提出後、本要項についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用することができるものとする。ただし、応募

者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案は，この限りでない。

- (5) 本事業の付帯事業については，一般財団法人民間都市開発推進機構の支援の対象となり得る。同機構の支援決定は，支援基準等により同機構が判断を行うため，出融資の詳細，条件等については，直接同機構に確認すること。